

## ヒアリング（意見交換）のための事前提出資料

労働委員会

## 1 ひと月あたりの平均活動日数及び主な活動内容（H22.4～H23.3）

項目	項目	詳細	会長 [1名]	公益委員 [10名]	労使委員 [22名]	計 [33名]
委員会議等	総会、公益委員会議等	調査・審問・和解・あっせんを含む	75	664	1257	1996
その他活動	委員検討	命令書作成のための検討	2	12	2	16
	意見陳述・聴取	労使委員からの意見陳述・聴取	0	2	6	8
	打ち合わせ等	事件進行のための打合せ	8	31	22	61
	会議	全国会議・近畿ブロック会議等	5	6	48	59
	会議準備等	委員の事務所・自宅等での業務執行	75	365	132	572
	小計		90	416	210	716
	合計		165	1080	1467	2712
	委員一人あたり月平均日数		13.8	9.0	5.6	6.8

※あわせて、H20年度から3年間の委員会議等の開催実績についてご記入ください。

期間	開催回数	備考
H20年度	636回	総会 22回・公益委員会議 24回 調査 331回・審問 138回・和解 57回・あっせん 64回
H21年度	703回	総会 24回・公益委員会議 24回 調査 328回・審問 159回・和解 73回・あっせん 95回
H22年度	662回	総会 22回・公益委員会議 24回 調査 376回・審問 133回・和解 51回・あっせん 56回

\*調査・審問・和解・あっせんは、公労使各1名の委員が担当する会議

2 活動日数以外での委員の業務量について客観的なデータがありましたら、ご記入ください。  
（例.不服申立ての審査件数、許認可や行政処分の件数など）【H20～22年度実績】

## ■ 不当労働行為の審査（審査事件）

- ・労働組合からの申立てにより、労働組合法第7条に定める不当労働行為が行われたか否かについて、調査・審問を経て判断を行う。その過程において必要に応じて和解も行う。
- ・公益委員≪審査委員≫はいわば裁判官であり、労使委員は和解に向けての調整を行う。

## ◎大阪府労働委員会の件数等

## ○審査事件数

区分	前年度からの繰越	新規申立	係属件数	終結件数	
				うち命令 件数	
20年度	74	82	156	74	35
21年度	82	89	171	106	44
22年度	65	93	158	79	35

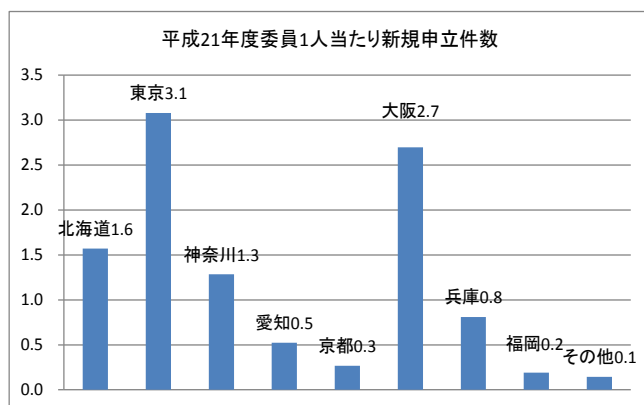
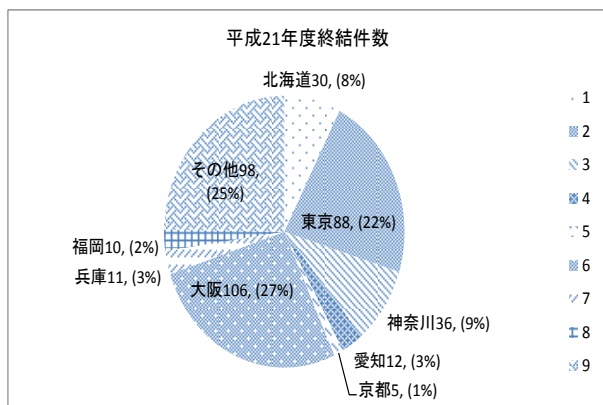
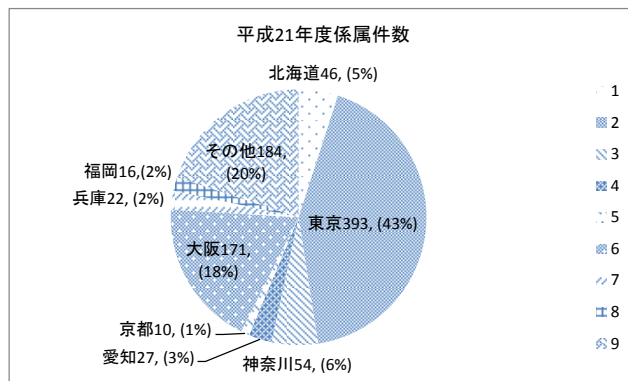
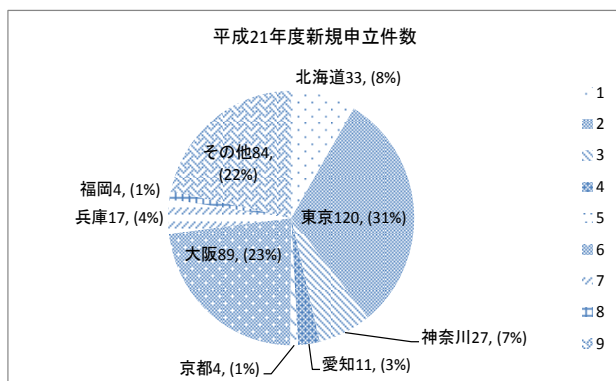
## ○平均処理日数

区分	20年度	21年度	22年度
全終結事件	458	369	329
命令・決定事件	708	619	509

◎主な都道府県との比較(事件数等)

区分	20年度					21年度					委員数
	前年度からの繰越	新規申立	係属件数	終結件数		前年度からの繰越	新規申立	係属件数	終結件数		
					うち命令件数					うち命令件数	
北海道	10	25	35	22	2	13	33	46	30	3	21
東京	264	94	358	85	16	273	120	393	88	17	39
神奈川	26	37	63	36	12	27	27	54	36	9	21
愛知	9	12	21	5	1	16	11	27	12	1	21
京都	6	5	11	5	3	6	4	10	5	3	15
大阪	74	82	156	74	35	82	89	171	106	44	33
兵庫	5	8	13	8	4	5	17	22	11	4	21
福岡	8	16	24	12	4	12	4	16	10	5	21
その他	75	95	170	70	25	100	84	184	98	35	585
全国	477	374	851	317	102	534	389	923	396	121	777

( \* 平成 22 年度分の全国のデータは集計中)



・ 府県別に 21 年度の業務実績構成比をみると、新規申立件数、係属件数、終結件数はそれぞれ東京都が 31%・43%・22%、次いで大阪府が 23%・18%・27%と最高レベルにあり、その他の府県は極めてわずかである。また、命令については、大阪府 36%、東京都 14%、その他の府県は 50%である。

・ 一方、委員一人当たりの新規申立件数は、東京 3.1 件、大阪 2.7 件、「その他」(39 県平均) 0.1 件となっており、東京・大阪と「その他」の委員の業務量には大きな差がある。

## ■ 労働争議の調整（調整事件）

- ・ 新規申請・終結件数ともに全国の10%を占めている。
- ・ 公労使委員が当事者の事情をよく聞き、あっせん案を提示することなどにより、労使紛争の解決を援助する。

### ○新規申請件数

区分	大阪府	全国	全国に占める割合
20年度	46	601	8%
21年度	65	695	10%
22年度	47	-	-

### ○終結件数

区分	大阪府	全国	全国に占める割合
20年度	41	533	8%
21年度	69	713	10%
22年度	47	-	-

（\*平成22年度分の全国のデータは集計中）

## 3 委員であることによる日常生活への影響について

（例. 間接的ではあるが、具体的な影響など）

### ○本来業務への影響

- ・ 1つの審査事件について、公労使3名の委員が担当するが、①事件処理に約400日（過去3年間平均）と長期間を要すること、②各委員は常時7件程度の事件を同時並行的に処理していることから、一時期に事件処理業務が集中し、本来の業務が制限されることがある。
- ・ そうした場合、委員によっては本来業務を代替させるため、新たに事務所職員を雇用することがある。また、休日を委員会業務に充てているため、過重労働となっているケースもある。

### ○高度な専門性向上のための研鑽

- ・ 委員は、専門家が任命されるとはいえ、委員就任時から一定期間は、労働法の専門的知識を体系的に習得する必要があり、また、常に個別事件の審査にあたって、判例・実例などの情報収集を行うなどの努力が必要とされる。

### ○個別相談への対応（労使委員）

- ・ 労使委員は、労働委員会委員の身分を有していることにより、企業及び労働組合等から、担当する審査事件や調整事件とは直接関わりのない個別相談が増え、その対応に時間を費やすことがある。

### ○その他

- ・ 委員は、議事進行に不満を持つ当事者から個人名をあげて批判を受けるなど、精神的な負担を強いられるケースがある。（ホームページへの掲載、ビラの配付等）

#### 4 その他

特に記載すべき事項がありましたら、ご記入ください。

○大阪府労働委員会は、複雑・多様化する労使関係に係る審査事件を数多く取り扱い、「使用者性」や「労働者性」等について、先進的な命令を発している。(最高裁判例で維持されている例がある。)

○労働委員会は、一般的な行政委員会とは異なり、準司法的な役割を担っており、審査事件の場合、委員一人当たり常時7件程度を担当し、公益委員会議（合議制）で最終的な判定を行うまでの間、長期間にわたり、連続的に、各委員が自らの責任で判断しながら業務を進めているものである。

こうした業務実態からみて、労働委員会委員の労働対価の算出を日単位のみで行うことは必ずしも適切でないと考えられる。